東神楽町社会福祉資金について

東神楽町社会福祉協議会では、低所得世帯等に対し、必要な援助指導を行ない、経済的自立を図れるように資金貸付を行っています。

【貸付対象】

- 緊急不時の出費を必要と認めたとき
- 学校教育法に定める高等学校、高等専門学校の入学時の入学金として必要と認めたとき

例えば…

◎高校入学にかかる入学金や制服代などの経費として
◎就職し、給料が支給されるまでの生活資金として
◎電気が止められてしまったので、電気代支払いのため
◎生活保護を申請し、支給までの生活資金として



【貸付額】　１世帯につき５万円以内とする。　　※無利子で貸付
尚、入学金については入学する者１名につき 10 万円以内とする。

【連帯保証人】

勤労者で保証能力を有するものを１名、連帯保証人として立てていただきます。

【返済方法と期間】

月賦または一時払いとし、返済期間は１年以内とします。

※他の貸付制度及び公的支援が優先となりますので、

利用が可能な場合は、そちらを優先していただきます。



まずは、東神楽町社会福祉協議会（℡83-5424）へご相談ください

住所：東神楽町南１条西１丁目３番２号（複合施設はなのわ内）